

## 住宅用途に係るBELS評価料金（一般）

- 表1の料金は、当機関への住宅性能評価、長期使用構造等確認、省エネ適合性判定、低炭素建築物及び性能向上計画認定の技術的審査或はBELSの申請が、一定数以上の審査依頼が見込める場合は減額する。但し、同一物件からの複数の申請は1件とカウントする。
- 新規に申請する場合は【表1】の料金Aを適用する。共同住宅等は基本料金に戸当り加算を加えた金額とする。
- 前項において、省エネ適判通知書等の書面を添付することにより又は他の申請が同時にあることにより、省エネ審査に係る図書等を省略できる場合は、【表1】において料金Bを適用する。
- 変更申請は【表1】の料金Aの50%の金額とする。共同住宅等は基本料金の50%に変更住戸の戸当り加算の50%を加えた金額とする。
- 省エネ計算を伴わない再発行等は【表3】の料金を適用する。
- 電子申請に対する評価書及び添付図書等は電子データによる交付を原則とするが、やむを得ない事情により書面の送付を希望する場合は【表4】の料金を加算する。

【表1 BELS評価料金（一般）】

（税込 単位：円）

用途区分	物件区分等		料金区分 <sup>※2</sup>	
			料金A	料金B
一戸建住宅 複合建築物の単位住戸 <sup>※1</sup>	延べ面積が300㎡未満		46,200	15,400
	延べ面積が300㎡以上		51,700	18,700
共同住宅等 複合建築物の住宅部分	基本料金	共用部の計算がない <sup>※3</sup>	46,200	18,700
		共用部の計算がある <sup>※4</sup>	93,500	57,200
	戸当り加算 <sup>※5</sup>	住棟の評価書のみ	11,000	4,620
		住戸の評価書がある	12,100	6,270

※1 住戸数が1の複合建築物の場合は単位住戸部分の床面積による。

※2 料金Bに該当する申請があったものの、評価書の交付前に変更が生じ再度審査が必要になった場合は、料金Aを適用することとする。

※3 共用部がない場合、又は共用部の省エネ計算を省略する場合に適用する。但し、ZEH-Mの表示を希望する場合は共用部の計算を省略することはできない。また、変更申請時に共用部の変更がない場合にも適用する。

※4 共用部に【表2】に該当する設備がある場合は同表の料金を加算する。また、変更申請時に当該設備に変更がある場合は当該設備加算額の50%を加算する。

※5 住棟の評価書のみを希望する場合は“住棟の評価書のみ”の料金×全住戸数、全住戸又は全住戸と住棟の評価書を希望する場合は“住戸の評価書がある”料金×全住戸数、一部住戸の場合は“住戸の評価書がある”×評価対象住戸数とする。

【表2 共同住宅共用部の設備加算】

（税込 単位：円）

加算対象設備	空調設備	給湯設備	昇降機
加算金額	33,000	22,000	11,000

【表3 再発行等の料金】

（税込 単位：円）

再発行等の種類	料金
BELS評価書を再発行する場合	5,500+1,100×（評価書数-1）
記載事項を変更してBELS評価書の再交付を行う場合	8,800+2,200×（評価書数-1）

【表4 添付図書等の印刷料金】

（税込 単位：円）

印刷図書の種類	料金
BELS評価書	1,100 /1評価書当り
BELS評価書+添付図書等 <sup>※1</sup>	2,750 /200枚当り <sup>※2</sup>

※1 申請書の副本と添付図書をいう

※2 200枚を超える場合は100枚ごとに550円を加算する